

別表

北見市子ども・子育て支援事業費補助金交付基準額表

1 区 分		2 基 準 額	3 対象経費			
子ども・子育て支援事業	延長保育事業	<p>◎保育標準時間（11時間）利用の場合の延長保育</p> <p>●延長保育事業</p> <p>①1時間延長の場合（1日当たり平均対象児童数が3人以上） 1か所当たり年額 1,760,000円</p> <p>②1時間延長の場合（1日当たり平均対象児童数が1人以上2人以下） 1か所当たり年額 600,000円</p> <p>③30分延長の場合（1日当たり平均対象児童数が1人以上） 1か所当たり年額 600,000円</p> <p>ただし、事業の開始及び廃止又は中止により事業期間が6か月未満となる場合は、年額に1/2を乗じて得た額とする。</p> <p>※平均対象児童数は、延長時間区分における年間の各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第1位を四捨五入して得た数とする。</p>	延長保育事業に必要な経費			
		◎免除を行った場合の加算分 教育・保育施設が北見市延長保育事業実施要領（平成27年内規第173号）第10条の規定により利用料の免除を行った場合には、該当する児童1人につき実際に免除した額を加算する。				
		<p>◎保育短時間（8時間）利用の場合の延長保育</p> <p>●時間外保育事業（1日当たり平均対象児童数が1人以上） 3時間延長の場合（7:30～8:30、16:30～18:30の時間の利用）</p> <p>①保育園及び認定こども園 1人当たり年額 63,600円</p> <p>②小規模保育事業A型 1人当たり年額 42,000円</p> <p>ただし、事業の開始及び廃止又は中止により事業期間が6か月未満となる場合は、年額に1/2を乗じて得た額とする。</p> <p>※平均対象児童数は、延長時間区分における年間の各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第1位を四捨五入して得た数とする。</p>				
	病児保育事業	<p>◎基本分 1か所当たり年額 6,270,000円</p> <p>●利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する場合に加算する。 1か所当たり年額 2,538,000円</p> <p>●加算分 ①基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算する。 1か所当たり年額</p>	各対応型病児保育事業に必要な経費			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>金額</th> <th>年間延べ利用児童数区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,130,000円</td> <td>50人以上100人未満</td> </tr> <tr> <td>1,695,000円</td> <td>100人以上150人未満</td> </tr> </tbody> </table>		金額	年間延べ利用児童数区分	1,130,000円
金額	年間延べ利用児童数区分					
1,130,000円	50人以上100人未満					
1,695,000円	100人以上150人未満					

子ども・子育て支援事業	病児対応型	病児保育事業	病後児対応型	加算分	<table border="1"> <tr><td>2, 260, 000円</td><td>150人以上200人未満</td></tr> <tr><td>3, 390, 000円</td><td>200人以上300人未満</td></tr> <tr><td>4, 520, 000円</td><td>300人以上400人未満</td></tr> <tr><td>5, 650, 000円</td><td>400人以上500人未満</td></tr> <tr><td>6, 780, 000円</td><td>500人以上600人未満</td></tr> <tr><td>7, 910, 000円</td><td>600人以上700人未満</td></tr> <tr><td>9, 040, 000円</td><td>700人以上800人未満</td></tr> <tr><td>10, 170, 000円</td><td>800人以上900人未満</td></tr> <tr><td>11, 300, 000円</td><td>900人以上1, 000人未満</td></tr> </table>	2, 260, 000円	150人以上200人未満	3, 390, 000円	200人以上300人未満	4, 520, 000円	300人以上400人未満	5, 650, 000円	400人以上500人未満	6, 780, 000円	500人以上600人未満	7, 910, 000円	600人以上700人未満	9, 040, 000円	700人以上800人未満	10, 170, 000円	800人以上900人未満	11, 300, 000円	900人以上1, 000人未満	150人以上200人未満								
2, 260, 000円	150人以上200人未満																															
3, 390, 000円	200人以上300人未満																															
4, 520, 000円	300人以上400人未満																															
5, 650, 000円	400人以上500人未満																															
6, 780, 000円	500人以上600人未満																															
7, 910, 000円	600人以上700人未満																															
9, 040, 000円	700人以上800人未満																															
10, 170, 000円	800人以上900人未満																															
11, 300, 000円	900人以上1, 000人未満																															
200人以上300人未満																																
300人以上400人未満																																
400人以上500人未満																																
500人以上600人未満																																
600人以上700人未満																																
700人以上800人未満																																
800人以上900人未満																																
900人以上1, 000人未満																																
ただし、年間延べ利用児童数が1, 000人以上の場合は別途協議とする。																																
②当日キャンセル対応加算（1か所当たり年額）																																
<table border="1"> <tr><th>年間キャンセル回数</th><th>金額</th></tr> <tr><td>(1) 25回以上50回未満</td><td>247, 900円</td></tr> <tr><td>(2) 50回以上100回未満</td><td>502, 500円</td></tr> <tr><td>(3) 100回以上150回未満</td><td>670, 000円</td></tr> <tr><td>(4) 150回以上</td><td>1, 005, 000円</td></tr> </table>	年間キャンセル回数	金額	(1) 25回以上50回未満	247, 900円	(2) 50回以上100回未満	502, 500円	(3) 100回以上150回未満	670, 000円	(4) 150回以上	1, 005, 000円																						
年間キャンセル回数	金額																															
(1) 25回以上50回未満	247, 900円																															
(2) 50回以上100回未満	502, 500円																															
(3) 100回以上150回未満	670, 000円																															
(4) 150回以上	1, 005, 000円																															
③感染症対応加算（1か所当たり年額） 1, 300, 000円																																
●普及定着促進費 1か所当たり年額 4, 600, 000円 (改修費等 4, 000, 000円、礼金及び賃借料 600, 000円)																																
ただし、事業開始の前年度又は事業開始年度1回限りとし、当該年度中に支払われたものに限る。																																
●免除を行った場合の加算分 教育・保育施設が北見市病児保育事業（病児対応型）実施要領（平成30年内規第83号）第16条の規定により利用料の免除を行った場合は、該当する児童1人につき実際免除した1人当たりの日額を加算する。 児童1人当たり日額																																
<table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>給食あり</td><td>4時間以上</td><td>2, 300円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>4時間未満</td><td>1, 300円</td></tr> <tr><td></td><td>給食なし</td><td>4時間以上</td><td>2, 000円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>4時間未満</td><td>1, 000円</td></tr> <tr><td>3歳以上児</td><td>給食あり</td><td>4時間以上</td><td>1, 800円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>4時間未満</td><td>1, 050円</td></tr> <tr><td></td><td>給食なし</td><td>4時間以上</td><td>1, 500円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>4時間未満</td><td>750円</td></tr> </table>	3歳未満児	給食あり	4時間以上	2, 300円			4時間未満	1, 300円		給食なし	4時間以上	2, 000円			4時間未満	1, 000円	3歳以上児	給食あり	4時間以上	1, 800円			4時間未満	1, 050円		給食なし	4時間以上	1, 500円			4時間未満	750円
3歳未満児	給食あり	4時間以上	2, 300円																													
		4時間未満	1, 300円																													
	給食なし	4時間以上	2, 000円																													
		4時間未満	1, 000円																													
3歳以上児	給食あり	4時間以上	1, 800円																													
		4時間未満	1, 050円																													
	給食なし	4時間以上	1, 500円																													
		4時間未満	750円																													
●利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する場合に加算する。 1か所当たり年額 2, 225, 000円																																
●加算分 ①基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算する。 1か所当たり年額																																
<table border="1"> <tr><th>金額</th><th>年間延べ利用児童数区分</th></tr> <tr><td>1, 300, 000円</td><td>50人以上100人未満</td></tr> <tr><td>1, 593, 300円</td><td>100人以上150人未満</td></tr> </table>	金額	年間延べ利用児童数区分	1, 300, 000円	50人以上100人未満	1, 593, 300円	100人以上150人未満																										
金額	年間延べ利用児童数区分																															
1, 300, 000円	50人以上100人未満																															
1, 593, 300円	100人以上150人未満																															

子ども・子育て支援事業	病児保育事業	病後児対応型	加算分	<table border="1"> <tr><td>2, 124, 400円</td><td>150人以上200人未満</td></tr> <tr><td>3, 186, 600円</td><td>200人以上300人未満</td></tr> <tr><td>4, 248, 800円</td><td>300人以上400人未満</td></tr> <tr><td>5, 311, 000円</td><td>400人以上500人未満</td></tr> <tr><td>6, 373, 200円</td><td>500人以上600人未満</td></tr> <tr><td>7, 435, 400円</td><td>600人以上700人未満</td></tr> <tr><td>8, 497, 600円</td><td>700人以上800人未満</td></tr> <tr><td>9, 559, 800円</td><td>800人以上900人未満</td></tr> <tr><td>10, 622, 000円</td><td>900人以上1, 000人未満</td></tr> </table>	2, 124, 400円	150人以上200人未満	3, 186, 600円	200人以上300人未満	4, 248, 800円	300人以上400人未満	5, 311, 000円	400人以上500人未満	6, 373, 200円	500人以上600人未満	7, 435, 400円	600人以上700人未満	8, 497, 600円	700人以上800人未満	9, 559, 800円	800人以上900人未満	10, 622, 000円	900人以上1, 000人未満	ただし、年間延べ利用児童数が1, 000人以上の場合は別途協議とする。	各対応型病児保育事業に必要な経費							
2, 124, 400円	150人以上200人未満																														
3, 186, 600円	200人以上300人未満																														
4, 248, 800円	300人以上400人未満																														
5, 311, 000円	400人以上500人未満																														
6, 373, 200円	500人以上600人未満																														
7, 435, 400円	600人以上700人未満																														
8, 497, 600円	700人以上800人未満																														
9, 559, 800円	800人以上900人未満																														
10, 622, 000円	900人以上1, 000人未満																														
<p>②当日キャンセル対応加算 (1か所当たり年額)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>年間キャンセル回数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 25回以上50回未満</td><td>247, 900円</td></tr> <tr><td>(2) 50回以上100回未満</td><td>502, 500円</td></tr> <tr><td>(3) 100回以上150回未満</td><td>670, 000円</td></tr> <tr><td>(4) 150回以上</td><td>1, 005, 000円</td></tr> </tbody> </table>	年間キャンセル回数	金額	(1) 25回以上50回未満	247, 900円	(2) 50回以上100回未満	502, 500円	(3) 100回以上150回未満	670, 000円	(4) 150回以上	1, 005, 000円																					
年間キャンセル回数	金額																														
(1) 25回以上50回未満	247, 900円																														
(2) 50回以上100回未満	502, 500円																														
(3) 100回以上150回未満	670, 000円																														
(4) 150回以上	1, 005, 000円																														
<p>●普及定着促進費 1か所当たり年額 4, 600, 000円 (改修費等 4, 000, 000円、礼金及び賃借料 600, 000円)</p> <p>ただし、事業開始の前年度又は事業開始年度1回限りとし、当該年度中に支払われたものに限る。</p>																															
普及定着促進費	1か所当たり年額 4, 794, 000円 ただし、事業期間が6か月未満の施設は、2, 397, 000円とする。																														
一時預かり事業(一般型)		基本分	<p>●基本分</p> <p>年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする。</p> <p>①保育従事者が全て保育士又は1日当たり平均利用児童数おおむね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合</p> <p>1か所当たり年額</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>金額</th><th>年間延べ利用児童数区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1, 473, 000円</td><td>50人未満</td></tr> <tr><td>1, 973, 000円</td><td>50人以上100人未満</td></tr> <tr><td>2, 444, 000円</td><td>100人以上200人未満</td></tr> <tr><td>2, 945, 000円</td><td>200人以上300人未満</td></tr> <tr><td>3, 240, 000円</td><td>300人以上900人未満</td></tr> <tr><td>3, 470, 000円</td><td>900人以上1, 500人未満</td></tr> </tbody> </table> <p>ただし、年間延べ利用児童数が1, 500人以上の場合は別途協議とする。</p> <p>②①以外の場合</p> <p>1か所当たり年額</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>金額</th><th>年間延べ利用児童数区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1, 473, 000円</td><td>50人未満</td></tr> <tr><td>1, 973, 000円</td><td>50人以上100人未満</td></tr> <tr><td>2, 444, 000円</td><td>100人以上200人未満</td></tr> <tr><td>2, 945, 000円</td><td>200人以上300人未満</td></tr> <tr><td>3, 114, 000円</td><td>300人以上900人未満</td></tr> </tbody> </table>	金額	年間延べ利用児童数区分	1, 473, 000円	50人未満	1, 973, 000円	50人以上100人未満	2, 444, 000円	100人以上200人未満	2, 945, 000円	200人以上300人未満	3, 240, 000円	300人以上900人未満	3, 470, 000円	900人以上1, 500人未満	金額	年間延べ利用児童数区分	1, 473, 000円	50人未満	1, 973, 000円	50人以上100人未満	2, 444, 000円	100人以上200人未満	2, 945, 000円	200人以上300人未満	3, 114, 000円	300人以上900人未満	一時預かり事業に必要な経費	
金額	年間延べ利用児童数区分																														
1, 473, 000円	50人未満																														
1, 973, 000円	50人以上100人未満																														
2, 444, 000円	100人以上200人未満																														
2, 945, 000円	200人以上300人未満																														
3, 240, 000円	300人以上900人未満																														
3, 470, 000円	900人以上1, 500人未満																														
金額	年間延べ利用児童数区分																														
1, 473, 000円	50人未満																														
1, 973, 000円	50人以上100人未満																														
2, 444, 000円	100人以上200人未満																														
2, 945, 000円	200人以上300人未満																														
3, 114, 000円	300人以上900人未満																														

子ども・子育て支援事業	一時預かり事業（一般型）	3,335,000円	900人以上1,500人未満														
		ただし、年間延べ利用児童数が1,500人以上の場合は別途協議とする。															
		<p>●免除を行った場合の加算分</p> <p>教育・保育施設が北見市一時預かり事業(一般型)実施要領(平成27年内規第177号)第11条の規定により利用料の免除を行った場合には、該当する児童1人につき実際免除した1人当たりの日額を加算する。</p> <p>児童1人当たり日額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">3歳未満児</td> <td style="width: 10%;">4時間以上</td> <td style="width: 10%;">1,600円</td> <td style="width: 10%;">4時間未満</td> <td style="width: 10%;">800円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>4時間以上</td> <td>1,400円</td> <td>4時間未満</td> <td>700円</td> </tr> </table>	3歳未満児	4時間以上	1,600円	4時間未満	800円	3歳以上児	4時間以上	1,400円	4時間未満	700円					
3歳未満児	4時間以上	1,600円	4時間未満	800円													
3歳以上児	4時間以上	1,400円	4時間未満	700円													
<p>●特別利用保育等対象児童</p> <p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童</p> <p>児童1人当たり日額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">① 平日分</td> <td style="width: 10%;">440円</td> </tr> <tr> <td>② 長期休業日（8時間未満）</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td>③ 長期休業日（8時間以上）</td> <td>880円</td> </tr> <tr> <td>④ 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 長時間加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A. 超えた利用時間が2時間未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>B. 超えた利用時間が2時間以上3時間未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>C. 超えた利用時間が3時間以上</td> <td>300円</td> </tr> </table>	① 平日分	440円	② 長期休業日（8時間未満）	440円	③ 長期休業日（8時間以上）	880円	④ 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）	800円	⑤ 長時間加算		A. 超えた利用時間が2時間未満	100円	B. 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円	C. 超えた利用時間が3時間以上	300円	
① 平日分	440円																
② 長期休業日（8時間未満）	440円																
③ 長期休業日（8時間以上）	880円																
④ 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）	800円																
⑤ 長時間加算																	
A. 超えた利用時間が2時間未満	100円																
B. 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円																
C. 超えた利用時間が3時間以上	300円																
<p>※長時間加算について</p> <p>①、②については、4時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、③、④については8時間を超えた利用の場合とする。</p>																	
<p>●在籍園児分（特別な支援を要する児童分を除く。）（児童1人当たり日額）</p> <p>(ア) 基本分（平日の教育標準時間前後や長期休業日の利用）</p> <p>I. 年間延べ利用児童数2,000人超の施設</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">① 平日</td> <td style="width: 10%;">440円</td> </tr> <tr> <td>② 長期休業日（8時間未満）</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td>③ 長期休業日（8時間以上）</td> <td>880円</td> </tr> </table> <p>II. 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">① 平日</td> <td style="width: 10%;">(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) -400円 (10円未満切捨て)</td> </tr> <tr> <td>② 長期休業日（8時間未満）</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>③ 長期休業日（8時間以上）</td> <td>800円</td> </tr> </table>	① 平日	440円	② 長期休業日（8時間未満）	440円	③ 長期休業日（8時間以上）	880円	① 平日	(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) -400円 (10円未満切捨て)	② 長期休業日（8時間未満）	400円	③ 長期休業日（8時間以上）	800円	一時預かり事業に必要な経費				
① 平日	440円																
② 長期休業日（8時間未満）	440円																
③ 長期休業日（8時間以上）	880円																
① 平日	(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) -400円 (10円未満切捨て)																
② 長期休業日（8時間未満）	400円																
③ 長期休業日（8時間以上）	800円																
<p>(イ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）</p> <p style="text-align: right;">800円</p>																	
<p>(ウ) 長時間加算</p> <p>I. (ア) I ①及び(ア) II ①については、4時間（教育標準時間との合計が8時間まで）とし、(ア) I ③、(ア) II ③、及び(イ)については8時間を超えた利用の場合に加算する。</p>																	

① 超えた利用時間が 2時間未満	150円
② 超えた利用時間が 2時間以上3時間未満	300円
③ 超えた利用時間が 3時間以上	450円

II. (ア) I ②及び (ア) II ②については、4時間を超えた利用の場合に加算する。

① 超えた利用時間が 2時間未満	100円
② 超えた利用時間が 2時間以上3時間未満	200円
③ 超えた利用時間が 3時間以上	300円

(エ) 保育体制充実加算

I 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 1か所当たり年額 2,892,400円

II 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1か所当たり年額 1,446,200円

①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育標準時間を含む。）の預かりを実施していること。

②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育標準時間を含む。）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上の預かりを実施していること。

③年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。

④児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第2号ロ（同法附則第56条第1項において読み替え）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」という。）を全て保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

⑤教育・保育従事者のおおむね1/2以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。

一時預かり事業に必要な経費

(オ) 就労支援型施設加算（事務経費）

次の要件を全て満たす場合に加算する。

①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育標準時間を含む。）の預かりを実施していること。

②次のいずれかの要件を満たしていること。

a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に規定されている連携施設となっていること。
b 3以上の市町村から園児を受け入れていること。

③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。

1か所当たり年額 1,383,200円

ただし、③の配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6か月未満の場合は、691,600円とする。

●在籍園児以外の児童分（特別な支援を要する児童分を除く。）
(児童1人当たり日額)

(ア) 基本分 800円

(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）

① 超えた利用時間が 2時間未満	150円
② 超えた利用時間が 2時間以上3時間未満	300円
③ 超えた利用時間が 3時間以上	450円

●特別な支援を要する児童分（児童1人当たり日額）

①平日分 4,000円

②長期休業分 8,000円

③休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）
8,000円

以下のいずれかの要件を満たすと認める児童に適用する。

(ア) 教育標準時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

(イ) 特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障がいに関する専門的知見を有する者による意見等により障がいを有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると認める児童

一時預かり事業に
必要な経費

◎北見市実費徴収に係る補足給付実施要領（平成28年内規第180号）
第2条各号に規定する者について、次の補助限度額の範囲で補助する。

●教材費、行事費等（食材料費以外）

児童1人当たり補助限度額 月額2,700円

実費徴収に係る
補足給付を行
う事業の実施に
必要な経費

◎北見市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施
要綱に規定する者について、次の補助限度額の範囲で補助する。

※ただし、以下の区分ごとに掲げる児童1人当たりの30分に
係る金額については、1時間の単価に2分の1を乗じて算出する。

●児童1人当たりの補助単価（児童1人1時間当たり）

①0歳児 1,300円

②1歳児 1,100円

③3歳児 900円

●加算分（児童1人1時間当たり）

①障がい児 400円

②医療的ケア児 2,400円

③要支援家庭の児童 400円

●利用料減免加算分（児童1人1時間当たり）

①生活保護世帯 300円

乳児等通園支援事
業（こども誰でも
通園制度）の実施
に必要な経費

<p>制度</p> <p>子ども・子育て支援事業</p> <p>障がい児保育事業</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>②市町村民税非課税世帯</p> <p>③市町村民税所得割額合算額77,101円未満の世帯</p> <p>④要支援児童、要保護児童又はその他市長が特に支援が必要と認めた世帯（①から③を除く。）</p> </td><td style="vertical-align: top; text-align: right;"> <p>240円</p> <p>210円</p> <p>150円</p> </td></tr> </table> <p>【1号認定の児童にかかるもの】</p> <p>●北見市障がい児保育事業実施要領(平成26年内規第310号)第6条第2項（2）ア及びイに規定する職員を配置している場合 児童1人当たり 月額75,000円×対象延月数</p> <p>●北見市障がい児保育事業実施要領第6条第2項（2）ウに規定する職員を配置している場合 児童1人当たり 月額50,000円×対象延月数</p> <p>【2、3号認定の児童にかかるもの】</p> <p>●北見市障がい児保育事業実施要領第6条第2項（1）及び（2）のア及びイに規定する職員を配置している場合 児童1人当たり 月額150,000円×対象延月数</p> <p>●北見市障がい児保育事業実施要領第6条第2項（2）ウに規定する職員を配置している場合 児童1人当たり 月額100,000円×対象延月数</p> <p>ただし、同年齢に2人の対象児童が在籍していた場合でも、1人分として補助する。3人以上の場合は、対象児童数に1/2を乗じて得た人数（小数点以下切上げ）分を補助する。</p> <p>※1号認定及び2号認定の児童を合わせて教育・保育している状況であり、1号認定及び2号認定の児童数がそれぞれ奇数である場合には、1号認定の児童1人を2号認定の児童1人分としてカウントする。 さらに、認定こども園において、北海道が交付する私立幼稚園管理運営費補助金の特別支援教育推進費の交付を受けている場合は、上記補助金額より、北海道の補助金交付額を差引いた額とする。</p>	<p>②市町村民税非課税世帯</p> <p>③市町村民税所得割額合算額77,101円未満の世帯</p> <p>④要支援児童、要保護児童又はその他市長が特に支援が必要と認めた世帯（①から③を除く。）</p>	<p>240円</p> <p>210円</p> <p>150円</p>	<p>障がい児保育事業に必要な経費</p> <p>障がい児保育事業に必要な経費</p>
<p>②市町村民税非課税世帯</p> <p>③市町村民税所得割額合算額77,101円未満の世帯</p> <p>④要支援児童、要保護児童又はその他市長が特に支援が必要と認めた世帯（①から③を除く。）</p>	<p>240円</p> <p>210円</p> <p>150円</p>			